

定 款

シスメックス株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、シスメックス株式会社と称し、英文ではSYSMEX CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①医療機器の研究、製造、販売
- ②測定機器および理化学用機械器具の研究、製造、販売
- ③通信情報処理機器の研究、製造、販売
- ④医薬品、医薬部外品、試薬、化学薬品、工業薬品、毒物、劇物および農薬の研究、製造、販売
- ⑤介護用機械器具および介護用品の研究、製造、販売
- ⑥医療に関連する科学的検査
- ⑦医療関連図書の出版販売
- ⑧健康トレーニング施設の経営および施設利用に関する研究、指導、管理
- ⑨通信ネットワークを利用した電気通信事業、情報の提供、広告およびシステム運営
- ⑩前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
- ⑪医療に関連する情報の提供およびコンサルティング
- ⑫前①②③④⑤⑦⑩各号の輸出および輸入
- ⑬前①②③⑤⑩各号の賃貸
- ⑭前①②③⑤⑩各号の点検および整備の請負
- ⑮前①②③⑤各号に関連する設置工事の設計、監理および請負
- ⑯総合リース業
- ⑰不動産の売買、賃貸および管理
- ⑱前各号に関連する事業への投資
- ⑲前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、598,688,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

- 2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡す数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ご

とに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他法令において同条項の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長がこれに記名捺印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、3名以上とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、監査等委員という。）は、3名以上とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任

期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議によって、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第39条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行う。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当という。）を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第41条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領され

ないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当には利息をつけない。

(附則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。